

大洲市デジタル・トランスフォーメーション（DX）人材育成支援業務仕様書

1 業務目的

新型コロナウイルス感染対策において、社会全体のデジタル化の遅れが明らかとなる中、「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（以下、「DX」という。）が求められている。

そのような中、本市では、愛媛県の「愛媛県デジタル総合戦略」と整合性を図りつつ、本市が目指すべき姿や、今後実施するデジタル化施策の基本方針となる「大洲市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」（以下、「大洲市DX推進計画」という。）を令和4年3月に策定し、行政の効率化や市民生活の質の向上、地域経済の活性化など、様々な分野におけるDXの推進を図ることとしている。

そこで、大洲市DX推進計画に沿った自治体DXを強力に推進するため、ワーキンググループ（以下「WG」という。）の活動と有識者による研修を組み合わせた「大洲市DX人材育成プログラム」を構築・実施することにより、デジタル技術を効果的に活用し、課題解決や価値創造に資する企画立案等を実行できるDX人材の育成を目的とする。

2 定義

本市が育成を目指すDX人材は、以下のような能力を持つ人材のことを指す。

- (1) 組織横断的な取組を推進するため、市役所内の他部署や、国、県、民間事業者等、多様なステークホルダーと共創できる能力。（ファシリテーション、官民共創、シビックテック、調整力等）
- (2) 前例踏襲に常に疑問を持ちながら、従来の手法を抜本的に見直し、変革を生み出すことができる能力。（チャレンジ精神、BPRのセンス等）
- (3) 施策の精度を上げるためのスキルや知識を習得していること。（デジタルリテラシー、ユーザ理解、サービスデザイン、EBPM等）

3 業務内容

(1) DX研修プログラム

ア 研修プログラムの構築

本市のDX人材育成に資するテーマに関する研修プログラムを構築すること。

イ 研修の実施

- ① アで構築したプログラムに適した知見及び経験を有する講師を選定すること。
- ② 研修は、テーマ毎に1回2時間程度とし、5～6テーマを想定している。実践を交えた内容とすることにより、生きた知識と経験を参加者が習得できるようにすること。
- ③ 会場費、講師謝礼は委託金額に含むものとする。なお、講師の選定については本市の承認を得ること。
- ④ 講師の選定に当たっては、愛媛県・市町DX推進会議が設置する「チーム愛媛DX推進支援センター」を最大限活用すること。

ウ 対象者、募集方法

- ① 対象者 大洲市職員（職種・階級を問わない。）
- ② 募集方法 自薦及び大洲市DX推進本部長が指名した者

(2) WG運営プログラム

ア WG運営プログラムの構築

(1)の研修の内容を実践する機会として、WGを開催すること。

参加者一人一人が自発的に事業案を考え、市民や民間企業の声も聞きながらその有効性を検証していくようなプログラムとすること。

研修とWGを交互に開催するなど、実践と学習を行き来することで学習効果を高めるような設計とすること。

次年度から取り組むべき事業に関しては、予算編成に間に合わせるようにすること。

これらにより、挑戦的な事例を創出することで、市内のDX推進に関する機運の醸成につながるプログラムを構築すること。

イ WG運営支援

①アで構築したプログラムに沿ったWGの運営を支援すること。

②WGの運営に必要な資料の作成を行うこと。

③WGは全6回（オフライン3回、オンライン3回）、1回2～3時間程度を想定している。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等によっては、開催形態を変更する場合がある。

(3) 相談・助言

ア 大洲市の将来を見据えた持続可能な行政運営のためのDX人材育成を推進するため、令和4年度に策定を検討している「大洲市DX人材育成方針」に関する助言・指導を行うこと。

イ WGにて提案される部門横断的な施策案について実現ができるよう、DX推進本部会議及びDX推進に関わるその他の会議等の進行や部門間調整等について支援すること。

4 実施体制

(1) プロジェクトマネージャー及びチームリーダーの設置

ア 業務全体を管理するプロジェクトマネージャーを設置し、上記の業務内容(1)、(2)それぞれの責任者としてチームリーダーを設置すること。

イ 一人が複数の業務内容のチームリーダーを兼務してはならない。

ウ プロジェクトマネージャーがチームリーダーを兼務する場合、1業務までとすること。

エ プロジェクトマネージャー及びチームリーダーは企画提案書提出時点で確定し、原則として業務完了まで変更しないこと。

オ プロジェクトマネージャーには、地方公共団体において、デジタル・トランスフォーメーションに関する研修業務を行った実績がある者を設置すること。

(2) プロジェクトマネージャー

ア 本業務の総責任者として、業務全体の運営及び管理を行うこと。

イ 本市と日程調整のうえ、2週間に1回程度を目安に来庁またはWeb会議により協議を行うこと。

ウ 本市から要請があった場合は、DX推進本部会議及びDX推進に関わるその他の会議等に出席し、本業務に関する報告等を行うこと。

(3) チームリーダー

- ア 各業務内容の運営及び管理を行うこと。
- イ プロジェクトマネージャーと連携を取った上で、2週間に1回以上、業務の進捗状況を報告すること。

5 費用負担

- (1) 本業務に係る一切の経費は、特に記載がない限り委託金額に含まれるものとする。
- (2) Web 会議実施に必要な本市側の設備及び通信費は本市が負担するが、受託者が、ライセンス料等が発生するアプリケーションの利用を希望する場合は、その費用は本市分も含めて受託者が負担すること。

6 スケジュール

業務内容 \ 月	6	7	8	9	10	11	12	1	2
研修プログラムの構築	■	■							
研修の実施		■	■	■	■	■			
WG運営プログラムの構築		■	■						
WG運営支援			■	■	■	■	■		
相談・助言	■	■	■	■	■	■	■	■	■
報告書とりまとめ									■

※具体的なスケジュールは、協議の上決定する。

7 成果品

(1) 提出物

- ア 研修の録画ファイル及び実施報告書
- イ WGの録画ファイル及び実施報告書
- ウ 協議記録
- エ 上記ア～ウをまとめた紙媒体の業務報告書1部及び電子データを記録した電子媒体

(2) 提出場所

大洲市総合政策部企画情報課
〒795-8601 愛媛県大洲市大洲690番地の1
TEL : 0893-24-1738 FAX : 0893-24-2199
E-mail : digital@city.ozu.ehime.jp

(3) 留意事項

- ア 資料等の作成は、グラフや表の活用により視覚的に見やすく、分かりやすいものとなるよう工夫すること。また、Microsoft 社製 Word、Excel、PowerPoint で利用可能な形式で提出すること。
- イ 電子データは、全てウイルスチェック対策ソフトにより検査した上で提出すること。

※納品物がウィルスに感染していることにより、大洲市又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、信頼回復、原状回復及び賠償等の一切について対応すること。

8 その他

(1) 著作権の譲渡等

本業務の成果品の著作権の取扱いは、以下ア～ウのとおりとする。

ア 受託者は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、本市に無償で譲渡するものとする。

イ 本市は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、契約目的物を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

ウ 受託者は、本市の書面による事前の同意を得なければ成果品を公表することはできない。

(2) 著作権の侵害の防止

ア 受託者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを、本市に対して保証する。

イ 受託者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

ウ 特許権等の使用

受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国内の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(3) 秘密の保持

ア 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、この契約終了後も同様とする。

イ 本市が承認した再委託先の秘密保持については、受託者が全責任を負って管理するものとする。